

## 令和元年第3回板倉町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 9月10日(火曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	6
○開会の宣告	6
○町長挨拶	6
○諸般の報告	9
○会議録署名議員の指名	10
○会期の決定	10
○諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について	11
○同意第 3号 板倉町教育委員会委員の任命について	12
○同意第 4号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について	12
○同意第 5号 板倉町公平委員会委員の選任について	13
○報告第 4号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	14
○承認第 3号 専決処分事項の承認について(板倉町特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)	15
○議案第22号 板倉町職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について	15
○議案第23号 板倉町森林環境譲与税基金条例の制定について	19
○議案第24号 板倉町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条 例の制定について	22
○議案第25号 板倉町税条例の一部を改正する条例について	23
○議案第26号 板倉町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条 例の一部を改正する条例について	24
○議案第27号 板倉町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について	25
○議案第28号 板倉町下水道条例の一部を改正する条例について	25
○議案第29号 板倉町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について	25

○議案第30号	板倉町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例について	25
○議案第31号	板倉町公園条例の一部を改正する条例について	25
○議案第32号	板倉町公民館条例の一部を改正する条例について	25
○議案第33号	板倉海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 について	25
○議案第34号	板倉町わたらせ自然館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例について	25
○議案第35号	町道路線の廃止について	31
○議案第36号	町道路線の認定について	32
○議案第37号	令和元年度板倉町一般会計補正予算(第2号)について	32
○議案第38号	令和元年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)について	32
○認定第1号	平成30年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について	33
○認定第2号	平成30年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい て	34
○認定第3号	平成30年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	34
○認定第4号	平成30年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	34
○認定第5号	平成30年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	34
○請願第1号	前橋地方裁判所太田支部での労働審判実施を求める意見書の採択に関 する請願について	38
○散会の宣告		39
散会	(午前11時43分)	39

第2日 9月11日(水曜日)

○議事日程		41
○出席議員		41
○欠席議員		41
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名		41
○職務のため出席した者の職氏名		42
開議	(午前9時00分)	43
○開議の宣告		43
○諸般の報告		43
○一般質問		43
森田義昭議員		43
本間清議員		55
青木秀夫議員		68
今村好市議員		79

○議案第 37 号 令和元年度板倉町一般会計補正予算（第 2 号）について .....	9 3
○議案第 38 号 令和元年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について .....	9 3
○散会の宣告 .....	9 5
散    会    （午後 2 時 3 6 分） .....	9 5

第 1 1 日 9 月 2 0 日（金曜日）

○議事日程 .....	9 7
○出席議員 .....	9 7
○欠席議員 .....	9 7
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 .....	9 7
○職務のため出席した者の職氏名 .....	9 8
開    議    （午前 9 時 0 0 分） .....	9 9
○開議の宣告 .....	9 9
○諸般の報告 .....	9 9
○認定第 1 号 平成 3 0 年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について .....	9 9
○認定第 2 号 平成 3 0 年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい て .....	9 9
○認定第 3 号 平成 3 0 年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について .....	9 9
○認定第 4 号 平成 3 0 年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について .....	9 9
○認定第 5 号 平成 3 0 年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について .....	9 9
○請願第 1 号 前橋地方裁判所太田支部での労働審判実施を求める意見書の採択に関 する請願について .....	1 0 2
○日程の追加 .....	1 0 3
○発議第 4 号 前橋地方裁判所太田支部での労働審判実施を求める意見書の提出につ いて .....	1 0 3
○報告 事務事業評価結果について .....	1 0 5
○閉会中の継続調査、審査について .....	1 0 6
○町長挨拶 .....	1 0 6
○閉会の宣告 .....	1 1 1
閉    会    （午前 1 0 時 0 0 分） .....	1 1 1

板倉町告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、令和元年第3回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年9月6日

板倉町長 栗原 実

1. 期 日 令和元年9月10日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 2 名 )

1 番	小 野 田	富 康	議 員	2 番	亀 井 伝	吉	議 員
3 番	森 田	義 昭	議 員	4 番	本 間	清	議 員
5 番	小 林	武 雄	議 員	6 番	針 ヶ 谷	稔 也	議 員
7 番	荒 井	英 世	議 員	8 番	今 村	好 市	議 員
9 番	黒 野	一 郎	議 員	1 0 番	青 木	秀 夫	議 員
1 1 番	市 川	初 江	議 員	1 2 番	延 山	宗 一	議 員

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

## 令和元年第3回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

令和元年9月10日（火）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 4 同意第 3号 板倉町教育委員会委員の任命について
- 日程第 5 同意第 4号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 6 同意第 5号 板倉町公平委員会委員の選任について
- 日程第 7 報告第 4号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 8 承認第 3号 専決処分事項の承認について（板倉町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 議案第22号 板倉町職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第23号 板倉町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第11 議案第24号 板倉町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第25号 板倉町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第26号 板倉町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第27号 板倉町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第28号 板倉町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第29号 板倉町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第30号 板倉町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第31号 板倉町公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第32号 板倉町公民館条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第33号 板倉町海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第34号 板倉町わたらせ自然館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第35号 町道路線の廃止について
- 日程第23 議案第36号 町道路線の認定について
- 日程第24 議案第37号 令和元年度板倉町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第25 議案第38号 令和元年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第26 認定第 1号 平成30年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 認定第 2号 平成30年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 28 認定第 3号 平成30年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
 日程第 29 認定第 4号 平成30年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
 日程第 30 認定第 5号 平成30年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
 日程第 31 請願第 1号 前橋地方裁判所太田支部での労働審判実施を求める意見書の採択に関する請願  
 について

○出席議員（12名）

1番	小野田	富康	議員	2番	亀井	伝吉	議員
3番	森田	義昭	議員	4番	本間	清	議員
5番	小林	武雄	議員	6番	針ヶ谷	稔也	議員
7番	荒井	英世	議員	8番	今村	好市	議員
9番	黒野	一郎	議員	10番	青木	秀夫	議員
11番	市川	初江	議員	12番	延山	宗一	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原	実町	長
中里	重義	副町長
鈴木	優	教育長
落合	均	総務課長
根岸	光男	企画財政課長
丸山	英幸	税務課長
峯崎	浩	住民環境課長
橋本	宏海	福祉課長
小野寺	雅明	健康介護課長
伊藤	良昭	産業振興課長
高瀬	利之	都市建設課長
多田	孝	会計管理者
小野田	博基	教育委員会 事務局長
伊藤	良昭	農業委員会 事務局長

○職務のため出席した者の職氏名

小林	桂樹	事務局長
川野	辺晴男	庶務議事係長

福 知 光 徳 行政庶務係長兼  
議会事務局書記

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○延山宗一議長 おはようございます。

ただいまから告示第16号をもって招集されました令和元年第3回板倉町議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

---

○町長挨拶

○延山宗一議長 日程に入るに先立ち、町長より挨拶したい旨申し出がありますので、これを許します。  
栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 おはようございます。先ほどは福祉パレードということで大変早朝からご出勤をいただき、大変ありがとうございました。

さて、今日はそういうことで令和元年の第3回板倉町議会定例会を招集いたしましたところ、公私ともご多忙の中、全議員にご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

今年の夏前半は1カ月弱全く日の目を見ないという、日照がほとんど見ずの日が続き、稲を初め露地野菜等にも大きな影響が心配をされたところではありますが、その後今日までの回復で影響のない実りの秋が迎えられそうであります。

また、心配される台風も、先週までは幾つか九州、四国方面へ進むパターンが多かったことにより、幸い当地域には被害のない状況が続いてまいりましたが、昨日からおとといの夜にかけて急北上した15号がご承知のとおり千葉に上陸をし、関東を直撃をしたということでありまして、町では一応8日の午前1時に対策本部を、非常に強かった、台風の大きさも強く、大きいものだったということからやや早目に立ち上げたところでございますが、それに伴って午後5時から3階に自主避難所も開設いたしました。一人で自分の自宅にいるのが不安な方、あるいは老老でいざというときに逃げられないという心配のされる方、役場の避難指示や避難勧告ではない、しかしそういった方にはということで、間違いのない形で災害防災ラジオを通して広報いたしまして、そういった対策もとったわけであります。

しかし、幸いなことに利用者も今回はゼロで、役場へおいでいただいたという方はございませんし、ずっと私も徹夜をしたわけでありまして、こちらへ、役場で徹夜をしたわけでありまして、問い合わせの電話も一本もなかったというようなことも含めて、幸いな形で結果的には終わったというようなことであろうかと思えます。

千葉市等については風による物的な被害が今朝ほどのテレビで放映をされておりましたが、いずれにしても被害がなかったということでありまして、先ほども下で冒頭ちょっと触れたわけでありまして、ちなみに9月9日の午前6時30分が当町から見て最接近をした状況でありました。その約1時間前後前、累積雨量が約60ミリ、それから最も大きな風速が、当町に観測所がありませんので、館林が約17メートル、これが9日明け方4時58分、約5時でありますし、古河で23.何メートルかということで、これも5時9分でありました。そんな状況で、幸いな結果に終わったわけでありまして。心配されたコシヒカリ等の倒伏も幾分かお辞儀の深さが増したというようなところぐらいで、道の湛水も、そういったことも含め予想した内容よりもほど

ほど非常に軽い状況で済んだということで喜んでいるところであります。いよいよそういう意味では、まだ見ますと台風の卵みたいなものは3つも4つもずっと雲があるわけでありまして、しばらくの間はシーズンということで気の抜けない状況が続くのだろうというふうに思っております。

さて、話は変わりますが、天皇の退位と皇太子の天皇即位により元号も5月1日からご承知のとおり令和に変わり、はや3カ月というところがございます。先般避暑滞在で那須から軽井沢、そして草津の音楽祭参加のニュースがございました。そういったことを見ますと、新天皇に対しても親しみが自然の形、変わったというよりも、新しい皇太子が天皇として自然に親しみが湧いてきているというようなイメージを受けておりまして、そういう意味ではおめでたいことではあります。

一方、日本の近隣国間では緊張状態が長期間続いているわけがございます。憂慮事案が起きるたびに外交の難しさを感じるわけではあります、新天皇の、前皇太子の天皇即位の最初のいわゆる国賓がアメリカのトランプ大統領でありまして、まさにこのことだけを見ると日米蜜月を感じさせ、日露あるいは日韓、日朝、あるいは日中、そういった近隣諸国の外交の日本に対する最も後見人的位置づけにあるように見えるトランプの発言にずっと日本の国も期待をしているようではあります、就任以来そういう意味では注目をされてきておりますが、なかなか米国自体の利益も当然最優先にあるわけですので、先ほど言った近隣諸国と我が国との間の関係修復に順調な進みぐあいにならないのもトランプに余り期待しても意味のないことだというようなことも新聞等でもあるわけでもありますし、そういうことになるのかなというふうにも感じるところであります。

日露としての、日本とロシアの長年の領土問題も会談の回数だけは増えても、プーチンの解決意欲はほとんど感じませんし、経済支援目当てで軽く遊ばれているような気がいたしますし、日朝間の拉致問題解決も含め、日朝間についてはほとんど遠いというような形で、外交の正常化などは一歩も前進をしていないように見えますし、他力本願的、トランプ頼みではだめだと、そのうち我々の寿命がなくなってしまうから直談判してほしいという拉致被害者家族の会の声も、もうさらに年齢的にぎりぎりのところまで来ている今日そういった発言は十分理解もできるところであります、首相もここへ来て直接対話を求め始めているようでもあります、実現をさせようという、トランプの力を得てもという、そういったこともなかなか難しいようでもありますし、答えが見えていないというのが現状だろうと思っております。

日韓関係についてはご承知のとおり、竹島あるいはレーダー照射、慰安婦、徴用工、そして最近ホワイト国指定による解除というか、その反発による核問題、いろんな問題の対立はむしろそれぞれ激化、悪化するのみでありまして、最も近くて同じ自由主義国としてというイメージはあるわけではあります、残念であります、それでもそれぞれ文政権、あるいは我が国の安倍政権ともども支持率は、弱虫外交ではないとの評により支持率そのものは高い状況が続いているようであります。しかし、GSOMIA等の破棄に至っては理解不能であるとして、対韓国にアメリカも大きな失望感を表明しているのも、これは見方を変えれば韓国の対日対応に対してアメリカそのものも懸念を示していることのあらわれと、そんなふうにも言われております。一国の大統領が過去の問題に対し、一度合意したからといってそれは合意ではないと、公然とカメラの前で話をしたいいわゆる談話の発表は、国家間の信頼を損なうレベルというふうに誰が考えても値するわけでありまして、大きな信じられない発言ということで世界中を駆けめぐったところであります。

日中関係におきましては、日中あるいはまた日朝、あるいは日韓よりは最近では好意的に動いてはいるよう

に見えますものの、香港の自由を争う学生運動の激化等々を見ますときに、自由主義国として米中あるいは日中関係にどう影響が出てくるか。単に経済戦争や関税の報復合戦だけでは済まされない状況にもなりつつあるのも心配をされるところでもあるわけでございます。同時に、ペルシャ湾、イランの問題、あるいはイギリスの条件なしのEU離脱問題等、数えれば世界の混乱材料はあちこちに露呈していると言えるわけであり、何より信頼で強く結ばれていた日米間の安保問題、あるいはトランプ就任後は経済、貿易問題を前面に出した、応分の均衡、負担を求めての交渉は日米間においても予想以上のものというふうに最近は見えるわけでありまして、日米貿易関税については、既についこの間FTAに近い形で決着はしておるようですが、10月になってあけてみなければどういう内容でその決着がしているのかまだわからない。一説によれば、農産物の一部分に牛肉あるいは乳製品、その他に大きな譲歩があったのではないかというふうにも言われているわけでありまして、そのうち国会を通してだんだんと明らかになってくるのだろうというふうに考えております。

そんな中、参議院の選挙が行われたわけですが、終わってみれば、一応野党の健闘、自民の勝利ということで、勝ったか負けたかわからないと、自民の勝利は確実であるというふうに見られた分析をされているようであり、消費税あるいは憲法論議、選挙制、年金問題、国会のあり方、官僚内閣失言の問題、あるいは少子高齢化等々論点は限りなくあったわけですが、選挙の前にはそういった争点は、悪く言えば隠し、避ける、選挙が終わってから問題提起というような最近の安倍政権のパターンは、私自身は余り好きではありませんが、もしかしてそれが政権政党で長期政権を日本全体の国民から支持を得ているとすれば、それはそれで一つの方法論で認めないといけないのかなというふうには感じるわけですが、いろんな評判のある中で、あした行われると言われる内閣の改造も単なる各派の入閣待機組を消化するだけの改造なのかなというふうに最近余り期待もしていないのですが、先ほど申し上げた諸問題、近隣の外交問題から始まって外交、内政も含め諸問題を前進をさせる内閣改造となることを強く期待をしたいと思います。

また、同時に群馬県ではご承知のように知事選が行われました。12年ぶりで現職の引退を受けて行われたところですが、形上は新人同士の保革一騎討ちと言われましたが、信任投票に近い形でございました。空前の得票で保守系山本候補の当選が決定をし、現在山本新知事と、山本知事ということで頑張り始めていただいているというところですが、これまでの国における議員歴24年、それから大臣、党の要職を含む、その他全ての経験を県の発展に生かすとの公約が大きな期待となって受け入れられたものであろうと、いい意味でそう推測をできるわけでありまして、その初心を忘れることなく群馬県政を引っ張っていただき、文字どおり国内外へ大きく発信をしていただきたいと思っておりますとともに、なおそのことに優先をして、地元という群馬県の諸課題の解決に全力で努力をしていただきたいというふうに思うところであります。どのように群馬県が変わっていくのか、大きく期待をしたいと思いますところでございます。

さて、我が板倉町の30年度の実施事業ですが、本議会決算議会とも言われておるわけですので、30年度の実施事業でございますが、まずは合併の休止がありました。双方の財政と行政サービスに対する考え方の溝が埋まらず、お互い考える期間を置こうとの理由でございました。そして、悲願の大型事業でありました役場新庁舎建設が完成し、移転、記念式典も完了したほか、広域防災情報伝達システムの整備も防災ラジオ全世帯無償貸与という形で実現し、民生費では、福祉センター空調設備の改修、衛生面では胃がん検診の医療機関での内視鏡検査、胃カメラ検査は認めるというような形での検査拡充、あるいは農林水産業費では、農

水路改修、揚水ポンプの改修、あるいは簡易圃場整備などを実施、消防費では、洪水タワー、あるいはミニ防災ステーションの整備のほか、防災士の育成の登録費用の助成とかを実施をいたしたところでもあり、なお教育費では、ご承知のとおり、西小の廊下の雨漏りや板中のベランダ廊下の改修、また高鳥天満宮の彫刻改修等々への助成などを行わせていただき、なお統合に向けての予算もつぎ込んできておるといふことでもあります。土木費では、道路、橋梁の長寿命化工事や町の単独道路、生活道路整備事業の実施等、各般に実施をいたしたところでもあります。

また、一般会計の歳入歳出決算、数字上で見ますと、予算現額に対する歳入総額は103.6%で、70億3,656万円でございます。歳出総額は94.8%の64億4,068万円であり、予算の執行率は95%でございます。歳入最上位の町税は3年連続増加をいたしており、最も多かった前年度の20億9,296万3,000円をさらに3,843万5,000円、約4,000万円弱上回り、最も税収が多くなったということでございます。

しかし、歳出面でご承知のとおり、庁舎建設や広域防災関係の完了により、当然積立金、貯金の減少と多少の借財もいたしておりますので、町債残高の増加は当然進んでいまして、公債費も増加傾向にある中で、旧庁舎や八間樋橋の解体撤去や次年度の小学校統合後の閉校舎利活用、あるいは資源化センターの利活用等々、多大な資金を要する事業展開も予想されることによりまして、現在作成中の第2次中期計画に沿いながら、また少子高齢化の中でのニュータウン充実事業へのサポートも含め、新たな活性化対策といひましようか、活性化政策の導入等も慎重に可能性を考えていかなければなりません。

31年度も半年を既に経過をいたしておるわけでありまして、来月には消費税導入が、増税という形ではありますが、導入をされることが現実味を帯びております。そのことがどのように経済に、いわゆる日本全体の経済に影響を与えるのか不測の部分もありますので、予算の執行にも慎重、丁寧に進めていきたいというふうにも思っております。人口減少も残念ながら当町におきましては確実に予想どおり進んでもいますので、高齢化の中での町の活性化について、アンケートでの町民の皆さんの意見等もこれからしっかりと把握、分析をさせていただきながら、議員さんの意見も積極的に頂戴いただければというふうに思っております。

今議会9月20日までの8日間であります。実質8日間であります。2日目の一般質問も含め活発な議会として各議員さんにはご活躍くださいますようお願い申し上げ、開会に当たりましての、長くなりましたが、ご挨拶と現時点での所信の表明にかえさせていただきたいと思ひます。大変ありがとうございました。よろしくお願ひします。

---

## ○諸般の報告

○延山宗一議長　ここで諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておりますので、ご了承願ひます。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願ひます。

次に、今定例会に付議された案件は、人事関係議案4件、財政健全化法に基づく報告1件、専決処分承認1件、条例の制定議案3件、条例の一部改正議案10件、町道路線の廃止議案1件、町道路線の認定議案1件、補正予算議案2件、決算認定議案5件、請願1件であります。また、議員配付のみの陳情につきまして

は、お手元の陳情文書表のとおり3件提出されておりますので、報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

---

### ○会議録署名議員の指名

○延山宗一議長 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

5番 小林武雄 議員

6番 針ヶ谷稔也 議員

を指名いたします。

---

### ○会期の決定

○延山宗一議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、8月21日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告を願います。

青木議会運営委員長。

[青木秀夫議会運営委員長登壇]

○青木秀夫議会運営委員長 それでは、本定例会の会期及び議事日程についてご報告申し上げます。

本件につきましては、8月21日に開催した議会運営委員会で協議した結果、会期は本日9月10日から20日までの11日間と決定いたしました。

次に、議事日程ですが、本会議初日の本日は、人事案件である諮問第3号から同意第5号までの4件については、提案者からの提案理由説明の後、質疑、討論を省略し、採決いたします。次に、報告第4号について、提案者からの報告を受け、議案第22号から議案第36号については、提案者からの提案理由説明の後、議案ごとに審議、決定いたします。次に、議案第37号及び議案第38号の補正予算関係2議案については、提案者からの提案理由の説明の後、予算決算常任委員会に付託いたします。なお、本日の本会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、補正予算議案の審査及び委員会採決を行います。次に、認定第1号から認定第5号の平成30年度の決算認定5議案については予算決算常任委員会、請願第1号については総務文教福祉常任委員会へ付託いたします。以上で本会議初日の日程を終了いたします。

第2日目の11日は、4名の議員が一般質問を行います。なお、一般質問終了後、予算決算常任委員会に付託した補正予算関係2議案について委員長から審査結果報告の後、審議決定し、本会議2日目を終了いたします。

第3日目の12日は、総務文教福祉常任委員会及び産業建設生活常任委員会を開催し、付託案件の審査及び所管事務調査を行います。

第4日目の13日から休日を挟み第8日目の17日、第9日目の18日の3日間は、予算決算常任委員会を開催し、付託した平成30年度の決算認定5議案について、各課局ごとに決算審査を行います。なお、審査最終日となる18日には決算全体に対する総括質疑の後、委員会採決を行います。

第10日目の19日は休会といたします。

本会議最終日となる第11日目の20日は、予算決算常任委員会に付託した平成30年度の決算認定5議案並びに総務文教福祉常任委員会に付託した請願案件について、それぞれの委員長から審査結果報告の後、議案ごとに審議決定いたします。次に、予算決算常任委員会において8月28、29日の2日間で実施した事務事業評価について、委員長から評価結果を報告いたします。最後に、閉会中の継続調査、審査について決定し、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。

○延山宗一議長 報告が終わりました。

お諮りいたします。今定例会の会期については、委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 異議なしと認め、今定例会の会期については、委員長報告のとおり、本日から20日までの11日間と決定いたしました。

---

### ○諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○延山宗一議長 日程第3、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 それでは、早速ご審議をお願いを申し上げたいと思います。諮問第3号の人権擁護委員の候補者の推薦についてということで、その提案理由を申し上げます。

本案につきましては、人権擁護委員候補者の推薦であります。人権擁護委員は法務大臣が委嘱するものでございますが、委員の推薦につきましては、人権擁護委員法第6条3項の規定により、議会の意見を聞いて推薦するものとなっております。現在その職にあります北地区の松村美枝子さんが来る令和元年12月31日をもって1期3年の任期満了となりますが、1期3年の任期中、その職務を的確に遂行していただき、今後もその活動が十分可能であると思われるため、引き続き推薦をするものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。この件については担当課長の説明は改めて予定をしておりません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 異議なしと認め、本案については質疑、討論を省略して、採決することに決定をいたしました。

諮問第3号についてを採決いたします。

原案のとおり推薦することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、諮問第3号は原案のとおり同意されました。

---

○同意第3号 板倉町教育委員会委員の任命について

○延山宗一議長 日程第4、同意第3号 板倉町教育委員会委員の任命についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、同意第3号ということで、板倉町の教育委員会委員の任命についてということでございます。その提案理由を申し上げます。

本案につきましては、板倉町教育委員会委員であります小島勝行氏が、北地区ですね、令和元年10月2日をもって任期満了となりますので、これに伴う人事でございます。小島勝行氏は、板倉町教育委員会委員として平成28年3月22日から約3年6カ月間、その高い見識に基づいた指導力、行動力を十分に発揮され、その職務を遂行していただいております。適任者として引き続き小島勝行氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、ご説明を申し上げたわけでございますが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いを申し上げます。同じく課長の説明は用意をいたしておりません。

以上でございます。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 異議なしと認め、本案については質疑、討論を省略して、採決することに決定いたしました。

同意第3号について採決いたします。

原案のとおり任命することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、同意第3号は原案のとおり同意されました。

---

○同意第4号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○延山宗一議長 日程第5、同意第4号 板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、同じく同意をいただきたく、第4号をもってお願いをするところでございます。板倉町固定資産評価審査委員会委員の選任についてということで、その提案理由を申し上げます。

本案につきましては、板倉町固定資産評価審査委員会委員3名のうち、鈴木喜一郎氏が令和元年9月19日をもって任期満了となりますので、これに伴います再任の人事でございます。鈴木喜一郎氏は、人格が誠実で、地域におかれましての信望が厚く、町行政にも精通しておりますので、適任者として固定資産評価審査委員会委員に再任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。同じく担当課長の説明は予定をいたしておりません。よろしくお願ひします。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思ひますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 異議なしと認め、本案については質疑、討論を省略して、採決することに決定いたしました。

同意第4号について採決したいと思ひます。

原案のとおり選任することに賛成の方は起立願ひます。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、同意第4号は原案のとおり同意されました。

---

#### ○同意第5号 板倉町公平委員会委員の選任について

○延山宗一議長 日程第6、同意第5号 板倉町公平委員会委員の選任についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 同じく同意の第5号であります。板倉町公平委員会委員の選任についてということで、その提案理由を申し上げます。

本案につきましては、板倉町公平委員会委員3名のうち、長谷川健一氏が令和元年9月22日をもって任期満了となりますので、これに伴う再任の人事でございます。長谷川健一氏は、人格が誠実で、地域におかれましても信望が厚く、町行政にも精通しておりますので、適任者としての公平委員会委員に再任したく、地方公務員法第9条の2第2項の規定にのっとり議会の同意を求めるものでございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご同意いただきますようお願い申し上げます。同じく担当課長の説明は予定しておりません。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思ひますが、これに異議ありませんか。

〔異議なし〕と言う人あり〕

○延山宗一議長 異議なしと認め、本案については質疑、討論を省略して、採決することに決定いたしました。

同意第5号について採決いたします。

原案のとおり選任することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、同意第5号は原案のとおり同意されました。

---

#### ○報告第4号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○延山宗一議長 日程第7、報告第4号 平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とし、町長より報告を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 それでは、報告をさせていただきますが、その4号でございます。平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてということで、報告理由を申し上げます。

本報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告をするものでございます。

まず、健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの比率となっております。

実質赤字比率は、福祉、教育、まちづくりなど町の行政事務本体、すなわち一般会計における赤字の程度を示す指標でございます。本町においては実質赤字ではないため、実質赤字比率は算定をされません。なお、早期健全化判断基準は15%、財政再生基準は20%となっております。

次に、連結実質赤字比率は、町の全ての会計の黒字と赤字を合算し、赤字額が黒字額を上回る場合にその程度を示す指標でございます。本町におきましては、全ての会計が実質赤字または資金不足ではないため、連結実質赤字比率は算定されません。なお、早期健全化基準は20%、財政再生基準は30%となっております。

次に、実質公債費比率は、町の一般会計等が負担する公債費及びこれに準ずる経費の大きさを示す指標でございます。本町における実質公債費比率は3.6%でございます。なお、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%となっております。

将来負担比率は、町が翌年度以降において負担することが確定している債務及び負担が見込まれる債務等の大きさを示す指標であります。本町における将来負担比率は3.6%でございます。なお、早期健全化基準は350%、財政再生基準はありません。

次に、資金不足比率でございます。資金不足比率は、公営企業ごとの資金の不足額の大きさを示す指標であります。公営企業会計ごとに算定することとなっております。本町では下水道事業特別会計が該当となりますが、これも資金不足ではないため、資金不足比率は算定されません。なお、早期健全化基準に相当す

る経営健全化基準は20%でございます。

監査委員さんの審査意見書はお手持ちのとおりでございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。同じく課長の説明はございませんので、ご承知おきいただければと思います。

○延山宗一議長 以上で報告第4号を終わります。

---

○承認第3号 専決処分事項の承認について（板倉町特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）

○延山宗一議長 日程第8、承認第3号 専決処分事項の承認について（板倉町特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）を議題とし、町長より提案理由の説明を求めま  
す。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 次に、承認第3号でございます。既に専決処分事項ということでございますが、承認をい  
ただきたいと思います。板倉町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例ということでございます。

本案につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する  
法律が令和元年の5月15日に公布施行されたことから、板倉町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用  
弁償に関する条例を改正する必要がある時点で生じたために、地方自治法第179条第1項の規定により、令  
和元年6月28日付で専決処分をしたものであります。

改正内容でございますが、投票所経費等の基準額の改定により、選挙長等の報酬額の引き上げが図られた  
ものでございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより承認第3号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

---

○議案第22号 板倉町職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について

○延山宗一議長 日程第9、議案第22号 板倉町職員の特殊勤務手当に関する条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 続いて、議案第22号でございます。板倉町職員の特殊勤務手当に関する条例の制定ということについてでございます。その提案理由を申し上げます。

本案につきましては、職員の給与の額及び支給方法に係る基本的事項は条例におきまして明確に定めるべきとの考えから、これまで板倉町職員の特殊勤務手当に関する規則で定めていた特殊勤務手当の種類や額、支給方法等について条例で定めるものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、細部につきましては、もう一度しっかりと担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、決定賜りますようお願いを申し上げます。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 それでは、議案第22号 板倉町職員の特殊勤務手当に関する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

この特殊勤務手当につきましては、著しく危険、不快、不健康または困難な職務、その他著しく特殊な勤務で、給与上の特別な考慮を必要として、かつその特殊性を俸給で考慮することが適当でないと認められるものにつきまして、そういった業務に従事する職員に対しまして支給する手当ということでございます。

本町ではこの特殊勤務手当につきましては、板倉町職員の給与に関する条例第12条で職員に支給する手当の一つとして、特殊勤務手当の種類、支給を受ける職員の範囲、手当の額及びこの方法は別にこれを定めるということで規定されております。現在この条例に基づきまして板倉町職員の特殊勤務手当に関する規則というもので手当の種類、手当の額及び手当の支給方法を規定しております。

しかし、町長の提案理由のとおり、特殊勤務手当の種類や額、支給方法等の基本的事項につきましては、条例におきまして明確に定めておくべきとの考えから、現在の板倉町職員の特殊勤務手当に関する規則にかえまして、新たに板倉町職員の特殊勤務手当に関する条例として制定をさせていただくものでございます。

それでは、条例の内容につきましてご説明をさせていただきます。条例第1条では、この条例の趣旨といたしまして、この条例が板倉町職員の給与に関する条例に基づき職員の特殊勤務手当に関し必要な事項を定めると規定をいたします。

次に、第2条でございますが、特殊勤務手当の種類を防疫等作業手当、行旅病人及び行旅死亡人業務手当、災害応急作業等手当の3種類と規定をいたします。

第3条では、防疫等作業手当の作業内容と手当の額について規定をいたします。

第4条でございますが、行旅病人及び行旅死亡人等業務手当の作業内容と手当の額を規定をいたします。

議案書のほうの2ページになりますが、第5条では、災害応急作業等手当の作業内容と手当額を規定いたします。具体的には、邑楽東部第一排水機場の排水作業等を作業内容といたします。

次に、第6条では、特殊勤務手当の支給方法を、第7条では、この条例の施行に関しまして必要な事項の委任について規定をいたすものでございます。

附則といたしまして、本条例の施行期日は令和元年10月1日からとするものでございます。

以上で細部の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

今村議員。

○8番 今村好市議員 今までこの手当については規則で制定をされて支給されていたということですし、今回について条例化するということになりましたので、町民側にきちんとした情報が伝わって職員の勤務状況が明確になるということについては評価をしたいと思います。

主なこの内容については、台風も昨日ありましたが、洪水時における邑楽東部第一排水機場のいわゆる排水作業に従事をしたときが特殊勤務ということで、その手当を支給するという内容が主だというふうに思っております。行旅病人とか行旅死亡人、防疫等についてはそうちよくちよくあるものでありませんので、それが中心になるのかなというふうに理解をしております。

町内、では特殊勤務に該当するような作業についてはほかにあるのかなのか、この辺も再度見直しを当然しておるのかなと思うので、今回については役場の職員に限定をされております。代表的な危険業務的なものについては非常勤公務員である消防団員が挙げられると思うのですが、消防団員の出勤における手当等がもし出ているのかどうかということも含めて、この職員の特殊勤務手当との整合性もしくは公平性について再度検討していただいて、必要があればそういう方たちの手当等についても制度化することがいいのかなというふうに思っておりますので、その辺の見解についてお願いいたします。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 現在消防団員の手当関係につきましては、出勤割として、出勤1回について2,500円という額が館林地区消防組合消防団運営交付金要綱というもので定められております。現在の予算の中では、消防団の予算の中で年額、ただいま申し上げました2,500円の額が団員全員分103名分計上されております。プラス出勤割ということで、2,500円の1車両当たり、または予算の範囲内によりということで、1回2,500円という規定がございまして、現在本部と町内の5つの分団の6ですね、本部プラス分団の6車両というか、という考え方ですが、6つの団体に対しまして10回分の予算が計上してございます。

そういったことで、現実的には出場の回数に比べると少ない額なのかなということではありますが、予算的には出場の交付金といたしまして、先ほど申し上げたとおり、団員1人当たりの2,500円掛ける103名分で25万7,500円、それと1本部5個分団で、1つ当たり2,500円、1回当たり2,500円の60回分ということで15万円ですか、この額が出勤に対する交付金として予算計上されて執行されているという状況でございます。

以上です。

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 火災等の出勤については1人2,500円で、それは1年で1回しか手当てはしてないのですか。火災平均すると恐らく3回か4回は年にあるのではないのかと思うのですけれども、1回当たり、あとはポンプ車1台当たりというのは、それは出勤回数によって出ているのでしょうか。

○延山宗一議長 落合総務課長。

[落合 均総務課長登壇]

○落合 均総務課長 全員分については1回分、あとは出動の回数が60回、延べで60ということで、人数ですか、ことで想定をして予算は計上してあります。

それと、別に水防の関係は、水防関係の負担金はまた水防団運営交付金ということで、1人当たり5,000円の消防団員全員分、消防団員が水防団を兼ねるということでございますので、5,000円掛ける103名分の51万5,000円がこちらから予算計上をされております。

以上です。

○延山宗一議長 今村議員。

○8番 今村好市議員 この職員の出勤手当については、これは時間帯があるのですけれども、1時間当たりの単価なのですよ。三千九百幾らだとか、4,800円だとかと、この表の手当額というのは、これは1時間当たりですよ。そうすると、消防団が1回例えば火災現場に出動すると、最低でも2時間や3時間消火活動も含めて危険な状態にあるのは、緊張の状態にあるのはそれぐらいの時間数というものはあるのではないのかと思うのですが、これ組合議会で決まっているということなのでしょうけれども、この辺の金額の決定の仕方、もしくは職員の機場に勤務をして、ポンプを回して安全に水を吐くという勤務の危険性の度合い、この辺も再度検討していただいて、もうちょっと消防の場合は危険度が高いのかなという理解しておりますので、この辺組合とも相談をしなくてはならないと思うのですが、再度検討をしていただければと思うのですが、ほかの市町村については、恐らくこの特殊勤務手当条例化もされていないし、ポンプ機場も委託をされて運転をするというのではないと思うので、たまたま板倉がそういう現状がありますので、その辺との公平性も含めて再度検討いただければと思いますが。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 今村議員のご指摘は、私もこの前申し上げましたが、就任以来、特に洪水的な、極端に言うところと渡良瀬の堤防が切れるかもしれない、利根川が同じ状況になる、監視活動を消防団に要請し、職員は排水機も含めて張りつけながら同じ監視活動も遂行する。同じことをやっていると片方は1晩で3万円4万円も、待機組も含めてついて、命をかけた現場へ行って消防隊員がやっている人はせいぜい1時間分ですよ。というところに非常にアンバランスを感じるし、そういった問題が現実になったら大問題になる可能性もあるということです。役場の職員はそれを10日も15日も例えば湛水の状況で、あるいはその状況いかんで繰り返していくわけですから、ではそういったときにどういうふうに対応するのかということとをずっと私自身も考えてきておりますし、非常に難しいという点も、常勤と非常勤の問題とか、消防団は片や板倉町独自ではない、いわゆる報償規程にのっとってやっている面もあると。今ご指摘のように、特にいわゆる水害等についての危険率から考えれば、板倉町がこれはどちらかという独自の制度みたいなものに対する賃金の確立がされているもの、それは国の基準にのっとってのものということで、非常に難しさも感じながら、実際そういった状況が起こったら相当世の中で世論が紛糾するのではないかとすることは今でもどう考えても考えられますので、1つはやはり消防組合としてのそういう場合の位置づけは、これは共通性もあるでしょうし、また板倉町の消防団員だけがどこまで可能なのかとか、いろいろそのケースを想定しながら真剣な議論をしておかなくてはしょうがないなという感じはずっと持っているわけですので、その両面から1つは組合議会

を通して組合議員さんを、管理者も通して、という面と、いわゆるだから消防のプロの立場からとノンプロの立場、この二本立てで、特に板倉町の場合特殊性もさらにあるということも含め考えていかなければならないというふうに、ご指摘のとおりだと思っておりますので、どういう結果になるかは、予算の問題も含め、どのくらいのことを想定したらいいかということ非常に難しいところもあるかもしれませんが、真剣にとりあえず対処せざるを得ないのかなという感じは持っておりますので、なりゆきをもう少し時間をいただければというふうに思います。ありがとうございます。

○延山宗一議長 そのほか質疑ありますか。

「なし」と言う人あり

○延山宗一議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第22号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

---

### ○議案第23号 板倉町森林環境譲与税基金条例の制定について

○延山宗一議長 日程第10、議案第23号 板倉町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 議案第23号の提案理由を求められておりますので、それについてということで申し上げたいと思います。板倉町森林環境譲与税基金条例の制定についてということでございます。

本案につきましては、板倉町森林環境譲与税基金条例の制定につきまして議決を求めるものでございます。この条例は、平成30年4月1日に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行し、森林環境譲与税が交付されることとなりました。いわゆる環境税をお願いをし、その集まった環境税を自治体に戻すという、いわゆるその仕組みの法律が施行されたということでございます。

この森林環境譲与税は同法第34条において、森林の整備に関する施策、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進、その他の森林の整備の促進に関する施策に要する費用に充てなければならないこととされていることから、森林環境譲与税の用途の明確化を図るため、基金を設置するものでございます。

そういうことで、そのような内容でということですが、細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしくご審議をいただければというふうに考えております。よろしくお願いをいたします。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 それでは、議案第23号 板倉町森林環境譲与税基金条例の制定についてご説明申し上げます。

初めに、この基金条例のもととなる森林環境税についてご説明をさせていただきます。森林環境税は、地球温暖化防止、国土保全のために森林を整備、管理する財源を確保するため、本年4月1日に創設をされました。課税につきましては、令和6年度から個人住民税に年1,000円が上乗せされることとなります。森林環境税の税収は全額を都道府県及び市町村へ譲与されることとされておりまして、当町へも今年度から配分をされることとなります。

森林環境譲与税の概要については、ただいま町長からの提案理由のとおりであります。

次に、議案の条文をご説明いたします。第1条の趣旨で、基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるとしてあります。

第2条の設置で、法に掲げた施策の費用に財源を充てるために基金を設置すると定めています。

3条で積み立てる額を定めています。

第4条については、基金の管理方法を定めています。

5条については運用益金の処理について、次のページ、第6条については繰替運用について、続きまして第7条については基金の処分について、第8条については委任についてそれぞれ定めています。

附則で条例の施行期日を公布の日から施行するとしております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

荒井議員。

○7番 荒井英世議員 7番、荒井です。

確認の意味も含めましてちょっと質問いたしますけれども、森林環境税、これについては平成6年度以降個人住民税に上乗せされて賦課されるわけですが、先ほどの説明の中で、森林環境譲与税ということで、国のほうではその環境税の全額を県と市町村、それに譲与するという形です。さきの全員協議会の資料の中で、板倉町の譲与額ですが、これ県の試算によりますと、令和元年から3年度、これ58万9,000円で、令和4年から6年度、これは88万1,000円、令和7年度から10年度が124万9,000円ということですが、この譲与額の譲与基準、それはどうなっているのでしょうか。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

基準につきましては、森林の面積が50%、林業に従事する方の人数が20%、人口が30%という割合でそれぞれ国、市町村に交付されるというものであります。

○延山宗一議長 荒井議員。

○7番 荒井英世議員 森林の面積が50%、それから林業就業者数が20%、人口は30%ということですが、例えば森林が余りないところありますよね、自治体によっては。そうしますと、基本的に人口によってその譲与額の多い少ないがかなり決まってくると思うのですけれども、やはりその辺は、例えば、これ国で決めたことですから何ともあれですけれども、やはりそういう面で例えば大都市については、例えば東京とか、それほど森林多いというほどでもないですよ。板倉についても森林がそれほどあるわけではないですけれども、やはりその辺は人口が多いところは少なくとも譲与額が多いという形に一般的に傾向として出るのでしょうか。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

人口の規模によってこの譲与税の額が変わるということのご指摘でありますけれども、そのような制度になっておりますので、人口が多いところが多く配分されるのだと思いますが、一覧表手元にありませんのでわかりませんが、新聞報道によりますとやはり1位が横浜市ということで、前回の全協でも申し上げましたが、横浜市ということであります。横浜市がどのくらいの森林があるかわかりませんが、やはり人口が多いということでの割合が高いのかなと思います。

そういうことで、制度でありますので何とも言えませんけれども、そのような結果にはなるのだろうなどは感じます。

○延山宗一議長 荒井議員。

○7番 荒井英世議員 譲与税ですので、かなり使い方については弾力的に使えると思うのです。今後基金の中で積み立てをして、いずれ使い道が出てくると思うのですけれども、その中でやはり弾力的にできますので、その辺うまく使っていただきたいと思うのですけれども。

もう一つ、新たな税が基本的に個人住民税という形で賦課されますので、その辺の住民に対する周知ですが、それをやはり、例えば住民が知らないうちに税が上がったよという形ではちょっと困りますので、その辺は広報紙等含めてやはり十分な周知、それをお願いしたいと思いますけれども。

○延山宗一議長 根岸企画財政課長。

[根岸光男企画財政課長登壇]

○根岸光男企画財政課長 お答えいたします。

この基金の用途につきましては、弾力的というお話がありましたが、目的税でありますので、森林に関係あるということでありますが、板倉町には森林がございませんので、前回の全協でもお話ししたとおり、考えられるのが公共施設での木材利用あるいは森林学習等に充てるのかなというふうには感じますが、目的があるということであります。

それと、町民への周知につきましては、この森林環境税につきましては、先ほど荒井議員のほうから平成6年とありましたが、令和6年から課税されるわけですが、それまでは東日本大震災に関連した災害対応ということで1,000円徴収されているわけですが、それにかわって令和6年度から1,000円ということになるわけです。その辺も含めて国でも周知を図ると思いますが、町においても周知をしていきたいと

考えております。

以上です。

○延山宗一議長 よろしいですか。

○7番 荒井英世議員 はい。

○延山宗一議長 そのほか質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第23号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

---

**○議案第24号 板倉町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について**

○延山宗一議長 日程第11、議案第24号 板倉町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第24号でございます。板倉町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定についてということであります。

本案につきましては、令和元年5月17日に公布された子ども・子育て支援法の一部を改正する法律に基づき、10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い、板倉町子どものための教育・保育施設に係る利用者負担額を定める条例を全部改正し、本条例を制定するものでございます。

表題だけを見ますと内容とちょっと誤解を受ける面もありますので、さらにこの関係についてはご説明を今申し上げたのですが、細部につきましても担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

橋本福祉課長。

〔橋本宏海福祉課長登壇〕

○橋本宏海福祉課長 それでは、議案第24号 板倉町子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

本案は、ただいまの町長の提案理由の説明のとおり、幼児教育・保育の無償化に伴いまして、子ども・子

育て支援法及び同法施行令等において定められた額を上限として町が定める教育・保育給付に係る利用者負担額のうち、教育給付認定子ども及び3歳以上の保育給付認定子ども並びに非課税世帯における3歳未満の保育給付認定子どもに係る利用者負担基準額を一律ゼロ円とするものでございます。

さらに、利用者負担額の減免対象範囲を3歳未満の保育認定子どもに限定して定めるとともに、法令で用いられている用語に改めるなど改正内容が広範囲に当たるものですから、今回現行条例の全部を改正するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○延山宗一議長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第24号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第25号 板倉町税条例の一部を改正する条例について

○延山宗一議長 日程第12、議案第25号 板倉町税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第25号であります。板倉町税条例の一部を改正する条例についてでございます。

本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年4月1日に施行されたことに伴い、板倉町税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の導入、あるいはグリーン化特例の適用対象車を電気及び天然ガスの乗用軽自動車に限定とするほか、子供の貧困に対応するため、未婚のひとり親を非課税措置の対象者に加える規定等の所要の改正を行うものでございます。

以上、説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、決定賜りますようお願いを申し上げます。これにつきましては、改めての課長の説明は予定をしております。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
〔なし〕と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。  
これより議案第25号について採決いたします。  
原案に賛成の方は起立願います。  
〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。  
よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第26号 板倉町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○延山宗一議長 日程第13、議案第26号 板倉町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。  
栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案第26号であります。板倉町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正するということでの条例についてであります。

本案につきましては、所得税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、4月1日から既に施行されたことに伴い、同法令を引用する条項等について所要の改正を行うものであります。

主な改正内容でございますが、項ずれ及び号ずれの改正及び改元に伴う元号の改正を行うものでございます。したがって、内容等については大きく改正はされておられません。項ずれ及び号ずれの改正及び改元に伴う元号の改正ということでございます。ということでございますので、改めて担当課長の説明は用意をいたしておられません。

以上のとおりでございますので、ご承認をいただきたいと思います。

○延山宗一議長 説明が終わりました。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
〔なし〕と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
〔なし〕と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。  
これより議案第26号について採決いたします。  
原案に賛成の方は起立願います。  
〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 (午前10時27分)

---

再 開 (午前10時40分)

○延山宗一議長 再開いたします。

- 
- 議案第27号 板倉町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について
  - 議案第28号 板倉町下水道条例の一部を改正する条例について
  - 議案第29号 板倉町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
  - 議案第30号 板倉町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例について
  - 議案第31号 板倉町公園条例の一部を改正する条例について
  - 議案第32号 板倉町公民館条例の一部を改正する条例について
  - 議案第33号 板倉海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
  - 議案第34号 板倉町わたらせ自然館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○延山宗一議長 日程第14、議案第27号 板倉町行政財産使用料条例の一部を改正する条例について、日程第15、議案第28号 板倉町下水道条例の一部を改正する条例について、日程第16、議案第29号 板倉町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、日程第17、議案第30号 板倉町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第18、議案第31号 板倉町公園条例の一部を改正する条例について、日程第19、議案第32号 板倉町公民館条例の一部を改正する条例について、日程第20、議案第33号 板倉海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第21、議案第34号 板倉町わたらせ自然館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、以上8議案を一括議題とし、町長の提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それでは、ただいま議長のほうからございましたが、議案第27号から34号までにつきましては、来る令和元年10月1日からの消費税改正に、いわゆる増税に伴う、改正に伴う関連規定に影響が出てくるための関連規定の改正でありまして、それぞれ改正する理由につきましては同じでございますので、一括して私のほうから説明を申し上げたいというふうに思います。

初めに、議案第27号 板倉町行政財産使用料条例の一部を改正する条例についてということであります。板倉町行政財産使用料条例は、地方自治法第228条第1項の規定により、行政財産使用料について定められた条例であります。令和元年10月1日から消費税8%から10%に引き上げられることに伴う関連規定の改正を行うものでございます。具体的には、第4条に規定する使用料に乗じる率を「100分の108」から「100の110」に改めるものでございます。というような内容と基本的には同じでありますので、以下お聞きをいただければ

ばと思います。

次に、議案第28号 板倉町下水道条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。板倉町の下水道条例は、下水道法第20条第1項の規定により、下水道使用料について定めた条例であります。令和元年10月1日から消費税が8%から10%に引き上げられるため、関連する規定の改正を行うものでございます。具体的に、使用料に乗じる率をこれも同じく「1.08」から「100分の110」と、「1.10」に改めるものでございます。

続いて、議案第29号、道路占用料徴収条例の一部を同じく改正すると、そういったことであります。町の道路占用料徴収条例は、道路の占用許可を受けた者から徴収する占用料を定めた条例であります。令和元年10月1日から消費税率の引き上げに伴い条例の一部を同じく改正するものでございます。具体的には、1つ目が消費税相当額を徴収する規定を追加するもので、占用の期間が1カ月未満である場合、占用の額については100分の110を乗じて得た額とするものでございますし、2つ目は、占用料の端数計算の規定を変更するもので、算定した占用料の額が10円未満の端数を10円に切り上げておりましたが、消費税相当額の徴収に伴い、1円単位でいただけるようになるのでしょうか、1円単位で算出できるように変更するものでございます。これが議案第29号であります。

同じく30号、公共物使用料等についての条例の一部を改正するというところでございます。公共物使用等に関する条例は、河川法や道路法の適用にならない水路用地や道路用地の使用料を定めた条例であります。同じく令和元年10月1日消費税引き上げに伴い、条例の一部を改正するというところであります。具体的に、1つ目が消費税相当額を徴収をするということで、その規定を追加するもので、土地の使用期間が1カ月未満である場合は、使用料の額に100分の110を乗じて得た額とするものです。2つ目は、土地の使用料の端数計算の規定を変更するもので、先ほどと同じく算定した使用料の額に1円未満の端数があるときは、また全額が1円未満であるときは、その端数全額またはその全額を切り捨てるよう明文化するものでございます。これが第30号でございます。

議案第31号、板倉町の公園条例の一部を改正する条例についてであります。板倉町公園条例は、都市公園の配置や維持管理、公園の使用料について定めている条例であります。令和元年10月1日からの消費税率引き上げに伴い、同じく改正をするものでございます。具体的には、公園における使用料の額に「100分の108」を乗じていたものを「100分の110」にするというところであります。110を乗じて得た額とするものでございます。以上が議案第31号の板倉町公園条例の一部を改正するという内容でございます。

次に、議案第32号 板倉町公民館条例の一部を改正する条例ということであります。公民館の位置を定めた条例が公民館条例であります。南部公民館の位置の表記を「板倉町大字大高島1744番地の1」から、読み方は同じでございますが、「大高島」の「島」を山偏というのですか、これは、旧の「大高嶋」の「嶋」というふうに改めるといいますか、戻すというのかわかりませんが、「山」に右側が「鳥」の「嶋」、1744番地の1へ改めるものであります。また、公民館使用料について定めておりますが、今までの議案と同じように、10月1日から8%を10%に引き上げられるための関連する規定の改正を行うということであります。具体的には、別表に規定する使用料に乗じる率を「100分の105」、5%から「100分の110」、10%に改めるものでございます。以上が公民館条例の一部を改正するという2つの内容のものでございます。

続いて、議案第33号、同じく海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例ということ

であります。海洋センターの設置及び管理に関する条例は、海洋センター使用料について定めておりますが、令和元年10月1日から消費税8%から10%に同じく引き上げられるため、関連する規定の改正を行うものであります。具体的には、別表に規定する使用料に乘じる額を「100分の103」であったものを「100分の110」に改めるものでございます。したがって、きっと途中の103から105、105から108等については、改正を省いた経緯があるのかなと推測がされるわけではありますが、ここで「103」から「100分の110」に改めるということでございます。以上、海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正するということでもあります。

最後、議案第34号 板倉町わたらせ自然館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例ということでもあります。わたらせ自然館の設置及び管理に関する条例は、同じく同館の使用料について定めておりますが、令和元年10月1日の消費税8%から10%に引き上げられることに伴う関係する規定の改正を行うものであります。具体的には、第10条の規定する使用料に乘じる率を「100分の105」から「100分の110」に改めるものでございます。以上、板倉町わたらせ自然館の設置条例の一部を改正する条例ということでございます。

以上、27号から議案第34号まで、いずれも国の消費税の8%から10%に伴う消費税の増税のその実施に当たり、それぞれの各議案ごとの現行乗率というか、掛ける率を10%に修正をするいわゆる改正でございます。

以上申し上げまして、一連の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより議案第27号 板倉町行政財産使用料条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第27号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 板倉町下水道条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 6番、針ヶ谷です。

町長の説明の中で、比率に関して第16条第1項中「1.08」を「100分の110」という説明の中で「1.10」という表現が使われた部分があるのですが、これ文中は「100分の110」に条例上、文中の表記というのはこれに統一されていくということの認識でよろしいのかどうか、確認をさせていただきます。お願いします。

○延山宗一議長 峯崎住民環境課長。

[峯崎 浩住民環境課長登壇]

○峯崎 浩住民環境課長 ただいまご質問のあった関係ですけれども、全ての条例において「100分の110」という表記に統一をしていくというようなことになっております。

○延山宗一議長 そのほか質疑ありますか。

「なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第28号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 板倉町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

針ヶ谷議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 6番、針ヶ谷です。

議案第29号と30号にかかわることなのですが、よろしいでしょうか、議長。

○延山宗一議長 はい。

○6番 針ヶ谷稔也議員 占用料の額が1円以上100円未満であるときは100円に切り上げると、道路占用料の徴収条例はなっておりますが、次の30号の公共物使用等に関する条例では、1円以上200円未満であるとき200円に切り上げるということになっております。1円から100円を100円というほうが妥当かなと思うのですが、どちらが、どういう理由でこういう、片方は100円、片方は200円というふうになっているのか、ご説明いただければと思います。

○延山宗一議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 お答えさせていただきます。

この道路占用料徴収条例と公共物使用等に関する条例につきましては、当初の条例に合わせた形で今回改正をさせていただくということで書かせていただいております。ということでございますので、道路占用料については100円未満であるときは100円に切り上げるという形で、公共物使用等に関する条例につきましては、1円以上200円未満である場合は200円に切り上げるというような形で今回お願いをするものでございます。よろしく願います。

○延山宗一議長 針ヶ谷稔也議員。

○6番 針ヶ谷稔也議員 支払うほうからすれば1円でも100円になるわけですね。片方は1円が200円に

なることもあるということであり、多少差異が感じられるので、引き上げということであれば、100円のほうに統一が可能であれば100円のほうに統一したほうがいいのかと思うのですが、その辺は理論上は難しいのでしょうか。

○延山宗一議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 理論上は難しいかと申しますと、それは難しい部分はないかと思えます。今後その辺はちょっと検討していきたい思います。

○延山宗一議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 針ヶ谷議員の質問もごもっともなところはありますので、ただ過去の議会がそれを承認しているという、ずっと来ているわけですから、それに対してと、多分承認をするからにはそういったいきさつもあるのではないかとということで、そんなに深く考えずに提案をしたわけですが、一応調べた上で、もし可能であればまた次の機会にでもということも考えざるを得ないと思えます。

○延山宗一議長 そのほか質疑ありますか。

「なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 それでは、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありますか。

「なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第29号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 板倉町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑ありますか。

「なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 質疑なしの声がありますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第30号についての採決をいたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 板倉町公園条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。  
質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第31号についての採決をいたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 板倉町公民館条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第32号についての採決をいたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 板倉海洋センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑  
を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第33号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 板倉町わたらせ自然館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第34号についての採決をいたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第35号 町道路線の廃止について

○延山宗一議長 日程第22、議案第35号 町道路線の廃止についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

〔栗原 実町長登壇〕

○栗原 実町長 続いて、議案の第35号であります。町道路線の廃止ということについてであります。

本案につきましては、板倉町大字西岡新田地内において民有地内に認定された町道について、土地所有者から町道路線廃止の申請があり、現状を慎重に審査した結果、廃止しても支障がないと認められることから、町道路線の廃止をするものでございます。

廃止する路線につきましては、町道7013号線、廃止路線の延長は40.2メートル、幅員1.7メートルから2.5メートルでございます。

以上、ご説明を申し上げました。内容そのものがこれだけの内容でございますので、改めての課長の説明は予定をしておりますが、よろしくお取り計らいをいただければというふうに思います。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第35号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第36号 町道路線の認定について

○延山宗一議長 日程第23、議案第36号 町道路線の認定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 次の議案につきましては36号ですが、今度は逆に認定ということでございます。町道路線の認定について。

本案につきましては、群馬県企業局が実施している板倉ニュータウン産業用地の造成に伴い、区画道路等が新設されたことから、町道路線の認定を新たに行うものでございます。

認定する路線は、町道3528号線及び町道3529号線の2路線でございます。町道3528号線におきましては、延長337.8メートル、幅員7.5メートルでございます。また、町道3529号線におきましては、延長27メートル、幅員10メートルでございます。

以上の内容でご説明を申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。同じく課長の説明はございません。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 討論を終結いたします。

これより議案第36号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○延山宗一議長 起立全員であります。

よって、議案第36号は原案のとおり可決いたしました。

---

#### ○議案第37号 令和元年度板倉町一般会計補正予算（第2号）について

#### 議案第38号 令和元年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○延山宗一議長 日程第24、議案第37号 令和元年度板倉町一般会計補正予算（第2号）について、日程第25、議案第38号 令和元年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についての2議案については一括

議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 議案第37号及び38号につきましては、令和元年度各会計の補正予算でありますので、議長のご指示どおり、一括して説明をさせていただくということであります。

初めに、議案第37号 令和元年度板倉町一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算につきましては、第2回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,445万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を55億4,668万3,000円とするものでございます。

歳入につきましては、地方譲与税に60万円、国庫支出金に334万4,000円、県支出金に300万円、財産収入に1,000万円、寄附金に43万円、繰越金に643万5,000円、諸収入に174万1,000円をそれぞれ追加し、途中でちょっと間違っただけでございます。財産収入に1,000万円と言ったような気がしますが、大変な間違いでございます。申しわけございません、訂正をします。財産収入に1,000円、寄附金に43万円、繰越金に643万5,000円、諸収入に174万1,000円をそれぞれ追加し、町債から110万円を減額をするものでございます。

歳出につきましては、総務費に981万9,000円、民生費に424万3,000円、商工費に38万8,000円、教育費に1,000円をそれぞれ追加をするものでございます。また、地方債につきましても、所要の補正をするものでございます。

以上、令和元年度板倉町一般会計補正予算（第2号）についての説明でございました。これについては課長の説明は改めて予定をしております。

次に、議案第38号 令和元年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてということでご説明を申し上げます。

本補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ380万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億788万4,000円とするものであります。

歳入につきましては、繰越金に380万6,000円を追加をし、歳出につきましては、諸支出金380万6,000円を同じく追加をするものでございます。

以上、令和元年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

以上、この38号につきましても改めての課長の説明予定をしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

○延山宗一議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第37号及び議案第38号の2議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することにしたと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○延山宗一議長 異議なしと認めます。

よって、議案第37号及び議案第38号の2議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

---

○認定第1号 平成30年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成30年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成30年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成30年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成30年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○延山宗一議長 日程第26、認定第1号 平成30年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第27、認定第2号 平成30年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第28、認定第3号 平成30年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第29、認定第4号 平成30年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第30、認定第5号 平成30年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上の5議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

では、中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 それでは、指名でございますので、町長にかわりまして私のほうから提案理由の説明をさせていただきます。

まず、認定第1号でございます。平成30年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についての関係をご説明を申し上げます。

平成30年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。当初予算額は歳入歳出ともに65億4,500万円でありました。4回の補正予算や前年度からの繰越明許費繰越額を含めた最終予算現額は67億9,222万1,000円となりました。

歳入総額は70億3,656万2,569円でありまして、予算現額に対する収入割合は103.6%となりました。

歳出総額は64億4,067万9,949円でありまして、予算現額に対する執行割合は94.8%となり、歳入歳出差引残額5億9,588万2,620円の繰り越しとなりました。

また、翌年度へ繰り越すべき財源804万7,000円を差し引いた実質収支額は5億8,783万5,620円となりました。

主な歳入決算額といたしましては、町税が21億3,139万8,000円でありまして、前年度より3,843万5,000円の増加でございます。

地方交付税が12億1,794万2,000円でありまして、6,535万3,000円の減、町債が9億8,860万円、6億5,430万円の増加でございます。

繰越金が7億2,058万2,000円で1億1,109万円の増、繰入金が5億1,505万4,000円で6,980万4,000円の減、県支出金が4億2,463万9,000円で3,495万2,000円の減、国庫支出金が3億9,581万5,000円で3,971万4,000円の減、地方消費税交付金が2億8,259万6,000円で1,458万2,000円の増となりました。

歳入総額としては6億3,040万7,000円の増となっております。

主な歳出決算額といたしましては、総務費が19億9,326万6,000円でありまして、前年度より5億9,475万4,000円の増加でございます。

また、民生費が16億4,697万2,000円でありまして、3,541万8,000円の減、教育費が6億1,408万円でありまして、939万3,000円の減、消防費が4億7,643万円、2億122万5,000円の増加でございます。

次いで、土木費が4億3,680万7,000円で2,612万8,000円の減、衛生費が4億3,030万3,000円でありまして

て、1,550万8,000円の減、公債費が3億5,515万9,000円で2,699万4,000円の増加、農林水産業費が3億3,088万2,000円でございまして、1,828万2,000円の増となっております。

歳出総額といたしましては、7億5,510万6,000円の増加となったところでございます。

なお、監査委員からの審査意見書は別紙のとおりでございます。また、平成30年度一般会計における主要施策の成果につきましては、別冊のとおりでございます。

以上が平成30年度一般会計歳入歳出決算についてのご説明でございます。

次いで、認定第2号 平成30年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

平成30年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額は1億6,481万7,775円でございまして、予算現額に対し収入割合は100%でございます。

歳出総額は1億6,094万6,528円でございまして、予算現額に対し執行割合は97.6%となっております。

歳入歳出差引残額は387万1,247円となっております。また、実質収支額も同額でございまして、翌年度へ繰り越すものでございます。

主な歳入決算額といたしましては、後期高齢者医療保険料が1億1,773万5,000円でございまして、前年度より1,030万4,000円の増、繰入金金が4,446万3,000円で351万7,000円の増加、それから繰越金が140万1,000円でございまして、57万3,000円の減となっております。

歳入総額といたしましては、1,370万4,000円の増加となったところでございます。

次に、主な歳出決算額といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金が1億5,771万7,000円でございまして、前年度より1,080万円の増となっております。歳出総額といたしましては、1,123万4,000円の増となりました。

今後も後期高齢者医療広域連合と連携を図り、被保険者の健康維持のため保健事業を拡充するとともに、年々増加する医療費の適正化に努め、健全財政の維持をしてみたいと考えております。

以上、平成30年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げます。

次に、認定第3号でございます。平成30年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入総額は21億4,096万713円でございます。予算現額に対して収入割合は93.7%となりました。

歳出総額は20億8,617万8,370円でございまして、予算現額に対し執行割合が91.3%となりました。

歳入歳出差引残額は5,478万2,343円となっております。実質収支額も同額でございます。この実質収支額は翌年度へ繰り越すものでございます。

主な歳入決算額といたしましては、国民健康保険税が4億8,627万3,000円でございまして、前年度よりも823万4,000円の減となっております。

国保制度改革による予算科目の改廃により、県支出金が12億8,198万7,000円の大幅な増となりました。

なお、前年度まで決算にございました国庫支出金の療養給付費等負担金及び高額医療費共同事業負担金、療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、共同事業交付金は廃目となったため、これらの歳入についてはございませんでした。

歳入総額といたしましては、2億8,737万2,000円の減となっております。

次に、主な歳出決算額といたしましては、保険給付費が13億7,126万3,000円でございます、前年度より2,775万5,000円の減となっております。

国保制度改革による予算科目の改廃によりまして、国民健康保険事業費納付金等新設をされているところでございます。5億4,947万5,000円の増となっております。

なお、前年度まで決算にございました後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、病床転換支援金等、老人保健拠出金、介護納付金は廃目となりましたので、これらの歳出はございませんでした。

歳出総額といたしましては、2億3,298万7,000円の減となっております。

今後も保険税収納率向上対策及び医療費の適正化対策の推進に努め、健全財政の維持をしてみたいと考えております。

以上が平成30年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に關してのご説明でございます。

次に、認定第4号でございます。平成30年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

歳入総額は12億8,211万9,545円でございます、予算現額に対しまして収入割合は98.8%となっております。

歳出総額は12億3,716万2,510円でございます、予算現額に対しての執行割合は95.4%となりました。

歳入歳出差引額は4,495万7,035円となっております。

また、実質収支額も同額でございます、翌年度へ繰り越しをいたすものでございます。

主な歳入決算額といたしましては、保険料が3億604万6,000円でございます、前年度より3,974万3,000円の増加、国庫支出金が2億5,679万9,000円で319万2,000円の増加、支払基金交付金が3億1,228万9,000円で1,183万1,000円の減となっております。

次に、県支出金でございますが、1億7,176万1,000円で183万7,000円の増加でございます。

繰入金金が2億483万1,000円で560万3,000円の増となっております。歳入総額といたしましては、3,165万円の増となったところでございます。

次に、主な歳出決算額といたしましては、保険給付費が11億998万5,000円でございます、前年度より705万9,000円の増加となっております。

次に、地域支援事業費が5,425万2,000円でございます、1,157万1,000円の増加となりました。歳出の総額といたしましては、1,701万7,000円の増となっております。

今後も介護予防に向けた取り組み及び介護給付費の適正化の推進に努め、介護給付費の抑制を図り、健全財政の維持をしてみたいと考えております。

以上が平成30年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての説明でございます。

次に、認定第5号でございます。平成30年度板倉町下水道事業特別会計の關係でございます。

本会計の歳入歳出決算認定に關してでございますが、歳入総額は1億9,762万7,460円でございます、予算現額に対しましては収入割合は105.7%でございます。

歳出総額は1億7,562万5,433円でございます、予算現額に対する執行割合は93.9%となっております。歳入歳出差し引きは2,200万2,027円の繰り越しとなりました。実質収支額も同額でございます。

主な歳入決算額といたしましては、下水道使用料及び手数料が6,176万6,000円でございます、前年度よ

りも577万9,000円の増となっております。

また、一般会計繰入金が1億2,281万6,000円で、49万5,000円の減でございました。繰越金は1,303万6,000円となっております、256万7,000円の減となっております。歳入総額といたしましては、252万6,000円の増となったところでございます。

次に、主な歳出決算額といたしましては、下水道総務費が2,601万8,000円でございます、前年度よりも100万3,000円の減となりました。

管渠維持費は6,820円でございます、113万4,000円の減でございます。

また、水質浄化センター費が5,151万3,000円でございます、430万3,000円の減でございました。

次に、公債費でございますが、9,808万7,000円でございます、前年同額でございます。

歳出総額といたしましては、643万9,000円の減となったところでございます。

今後も施設の適正な運転、維持管理を図りながら費用の抑制に努めつつ、事業の目的である生活環境の改善や公共用水域の水質保全などを促進してまいりたいと考えております。

以上、平成30年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてのご説明でございました。

以上の一括のご説明でございましたが、各議案ともご審議の上、ご決定賜れるようよろしくお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わりたいと思います。よろしくお願いをいたします。

**○延山宗一議長** 説明が終わりました。

ただいま議題となっております平成30年度各会計の決算については、監査委員による決算審査が行われておりますので、監査委員より審査結果の報告を求めます。

黒野監査委員。

[黒野一郎監査委員登壇]

**○黒野一郎監査委員** それでは、ご指名がございましたので、平成30年度の各会計決算についてご報告申し上げます。

平成30年度の各会計決算審査については、令和元年8月1日に実施いたしました。なお、この件につきましては、江田監査委員さんともども去る8月23日に栗原町長にご報告申し上げます。

それでは、平成30年度板倉町の一般会計、後期高齢者医療特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び下水道事業特別会計の歳入歳出決算について、審査に付された決算書及び附属資料等について、担当職員の説明を聴取し、計数の正確性、予算執行状況の適否について審査したので、その結果を報告いたします。

まず、審査の総括的意見から申し上げます。平成30年度においては、一般会計及び特別会計を通じた決算は、計数に誤りがなく、適切な予算執行がなされていたものと認めます。

続いて、各会計別についてですが、詳細は提出した決算審査意見書のとおりですので、概要を申し上げます。

初めに、一般会計につきましては、歳入総額70億3,656万2,569円、歳出総額64億4,067万9,949円、歳入歳出差引額5億9,588万2,620円。

続いて、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額1億6,481万7,775円、歳出総額1億6,094万6,528円、歳入歳出差引額387万1,247円。

続いて、国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額21億4,096万713円、歳出総額20億8,617万8,370円、歳入歳出差引額5,478万2,343円。

続いて、介護保険特別会計につきましては、歳入総額12億8,211万9,545円、歳出総額12億3,716万2,510円、歳入歳出差引額4,495万7,035円。

最後に、下水道事業特別会計につきましては、歳入総額1億9,762万7,460円、歳出総額1億7,562万5,433円、歳入歳出差引額2,200万2,027円となりました。

以上、総体として、財政も健全に運営されており、有効かつ適切な予算の執行によって町民福祉の向上と地域社会の発展に努力されており、行政目的は大方達成されたものと評価いたしました。

役場新庁舎の建設や広域防災情報伝達システムの整備により、積立金の減少や町債残高の増加が進んでいます。今後、地方創生に関する取り組みや行財政改革を推進していく上において、これらの進捗状況を十分に認識し、健全な財政運営の堅持により一層の努力を期待するものであります。

以上で、平成30年度の決算審査の概要を申し上げましたが、詳細につきましては、議案書の最後に意見書がつづいてございますので、ごらんいただきたいと思えます。

なお、議員各位におかれましては、さらに十分な検討をお願いし、審査報告といたします。大変ありがとうございました。

○延山宗一議長 審査の結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。認定第1号から認定第5号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 異議なしと認めます。

ただいま訂正があるということで、峯崎住民環境課長。

〔峯崎 浩住民環境課長登壇〕

○峯崎 浩住民環境課長 ただいまの決算認定の関係でございますが、大変失礼いたしました。

議案書、認定第5号 平成30年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてという認定第5号になっておりますが、こちらの歳入の部、歳入決算額「1億9,787万6,535円」と表記されておりますが、こちら「1億9,762万7,460円」の表記ミスというふうになっております。謹んで訂正のほうにしたいと思えます。

もう一度説明をさせていただきます。認定第5号 平成30年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、1、歳入の部の歳入決算額「1億9,787万6,535円」と表示されておりますが、こちら「1億9,762万7,460円」のミスということになっております。謹んでおわび申し上げたいと思えます。修正をお願いしたいと思えます。

○延山宗一議長 それでは、修正をお願いをいたします。

認定第1号から認定第5号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定をいたしました。

---

○請願第1号 前橋地方裁判所太田支部での労働審判実施を求める意見書の採択に関する

る請願について

○延山宗一議長 日程第31、請願第1号 前橋地方裁判所太田支部での労働審判実施を求める意見書の採択に関する請願については、総務文教福祉常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○延山宗一議長 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、総務文教福祉常任委員会に付託の上、審議することに決定をいたしました。

---

○散会の宣告

○延山宗一議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日の本会議はこれをもって散会といたします。

大変お疲れさまでございました。

散 会 （午前11時43分）